

ナリヤノコ

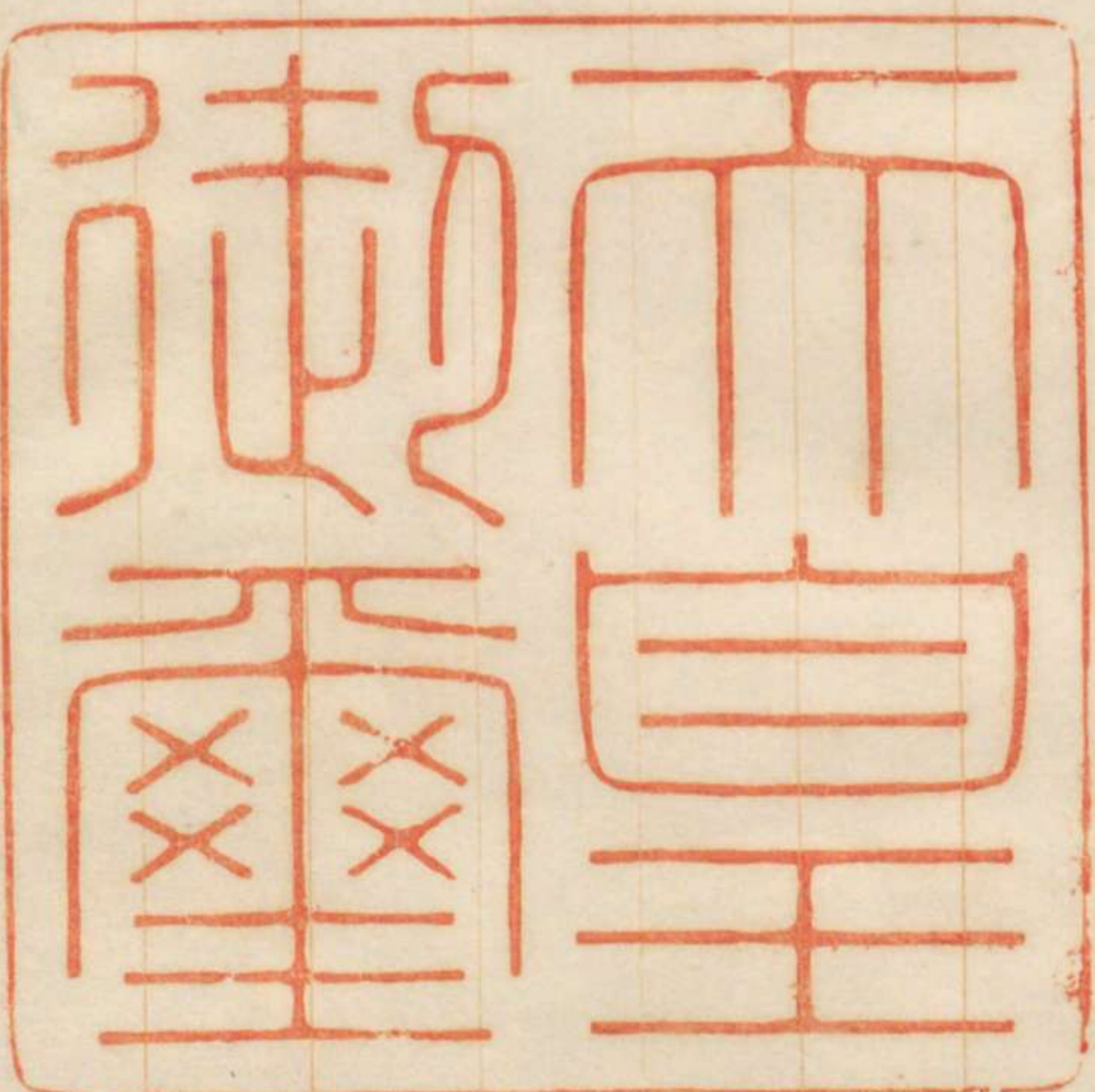
新屋

96

10

朕和蘭國海牙ニ於テ萬國平和會議ニ賛同シ
タル帝國全權委員ト各國全權委員ノ記名調
印シタル國際紛争平和的處理條約ヲ批准シ茲ニ
之ヲ公布セシム

睦仁



明治三十三年十二月二十一日

内閣總理大臣臨時代理

樞密院議長侯爵西園寺公望
外務大臣加藤高明

國際紛爭平和的處理條約

獨逸國普魯西國皇帝陛下、奧地利國ボヘ
ミヤ國洪牙利國皇帝陛下、白耳義國皇帝
陛下、清國皇帝陛下、丁抹國皇帝陛下、西班
牙國皇帝陛下、竝同皇帝陛下ノ名ヲ以テ
スル攝政皇后陛下、亞米利加合衆國大統
領墨西哥合衆國大統領佛蘭西共和國大
統領、大不列顛及愛蘭聯合王國兼印度國
皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、伊太利國皇帝
陛下、日本國皇帝陛下、盧森堡國大公ナツ

ソノ公殿下、モンテネグロ國公殿下、和蘭國皇帝陛下、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及アルガルヴ皇帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典諾威國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其國皇帝陛下及勃爾牙利國公殿下ハ一般ノ平和ヲ維持スルコトニ協力セムコトヲ切ニ希望シ全カヲ竭シテ國際紛争ヲ平和的ニ處理スルコトヲ幫助スルニ決シ文明國團ノ各

員ヲ結合スル所ノ連帶責務ヲ識認シ法ノ領域ヲ擴張スルト共ニ國際的正義ノ感ヲ鞏固ナラシムコトヲ欲シ諸獨立國ノ間ニ各國ノ頼ルヲ得ヘキ常設仲裁裁判制度ヲ置クコトハ前記ノ目的ヲ達スルニ最モ有効ナルヘキヲ確信シ仲裁手續ニ關スル一般且正則ノ組織ヲ設クルノ有益ナルヲ察シ萬國平和會議ノ至尊ナル發議者ト共ニ國安民福ノ基礎タル公平正理ノ原則ヲ國際的協商ニ依テ

定立スルノ須要ナルヲ認メ之カ爲ニ條
約ヲ締結セムト欲シ各各左ノ全權委員
ヲ任命セリ

獨逸國普魯西國皇帝陛下

佛國駐劄獨逸國特命全權大使伯爵
ド、ミユンステル

下 奧地利國ボヘミヤ國洪牙利國皇帝陛下

特命全權大使伯爵エルヴェルセル
スハインブ

和蘭國駐劄特命全權公使アレキサ
ンドル、オコリクサニ、ドコリクス
ナ

白耳義國皇帝陛下

國務大臣衆議院議長オーギユスト、
ベルネルト

和蘭國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル
特命全權公使伯爵ド、グレル、ロジエ

上院議員シユヴァリエー、デカン

清國皇帝陛下

露國駐劄特命全權公使楊儒

丁抹國皇帝陛下

大不列顛國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄

スル特命全權公使侍從エスエド、ビ

ル

西班牙國皇帝陛下竝同皇帝陛下ノ名

ヲ以テスル攝政皇后陛下

前外務大臣公爵デ、テツアン

白耳義國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄ス

ル特命全權公使ドブルヴェ、ラミー

レス、デ、ヴェイリーヤ、ウルーチヤ

和蘭國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル

特命全權公使アルツーロ、デ、バゲー

ル

亞米利加合衆國大統領

獨逸國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル

特命全權大使アンドリユ、チ、ホ

ワイト

紐育「コロシビヤ」大學總長オノレー

ブルセツス、ロウ

和蘭國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル
特命全權公使スタンフォード、ニ
ウエル

海軍大佐アルフレッド、チ、マハン
陸軍砲兵大尉ウヰリアム、クロジエ
ー

墨西哥合衆國大統領

佛蘭西共和國政府ノ下ニ駐劄スル
特命全權公使ド、ミエー

白耳義國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄ス
ル、辨理公使セニール

佛蘭西共和國大統領

前内閣議長前外務大臣衆議院議員
レオ、ブルジョア

和蘭國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル
特命全權公使ジョール、ジユ、ビウ
ー

特命全權公使衆議院議員男爵デッ
ー、ネル、ド、コンスタン

大不列顛及愛蘭聯合王國兼印度國皇
帝陛下

樞密顧問官亞米利加合衆國駐劄聯
合王國特命全權大使「サー」ジュリア
ン、ポーションスフォート
和蘭國駐劄特命全權公使「サー」ヘン
リー、ホワード

希臘國皇帝陛下

前內閣議長前外務大臣佛蘭西共和
國政府ノ下ニ駐劄スル特命全權公

使ニ、デリアンニ

伊太利國皇帝陛下

墺國駐劄伊太利國特命全權大使上
院議員伯爵ニীগラ

和蘭國駐劄特命全權公使伯爵アツ
アンニーニ

伊太利國衆議院議員コンマンドー
ルギード、ポンピリー

日本國皇帝陛下

白耳義國駐劄特命全權公使本野一

郎

盧森堡國大公「ナツソー」公陛下

内閣議長國務大臣アイシエン

「モ」ンテネグロ國公殿下

大不列顛國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄

スル露國全權大使「コンセイエ」

「プリグエ」
「ア」クチュエルド、スタール

和蘭國皇帝陛下

前外務大臣下院議員ヨシクヘール

「ア」
「ペ」ール、チエール、フアン、カルネベール

ク

前陸軍大臣參事院議官將官ヨット

チエール、チエール、デン、ベール、ポール、チ

ユゲール

參事院議官テール、エム、チエール、アツセ

ル

上院議員エール、エヌ、ラヒエセン

波斯國皇帝陛下

全露西亞國皇帝陛下及瑞典諾威國

皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全

權公使侍從武官將官ミルザリガ、カシ
(アルフアウツドウレシ)

葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下

前海軍及殖民大臣西班牙國皇帝陛下

下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使

「ペール、デ、ム、ロワイヨール」伯爵、デ、マ

セーズ

全露西亞國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄

スル特命全權公使「ペール、デ、ム、ロワ

イヨール」ド、ル、ネー、ラス、デ、ヴァスコ

ンセーロス

和蘭國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル

特命全權公使伯爵、デ、セリール

羅馬尼亞國皇帝陛下

獨逸國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル

特命全權公使「アレキサンドル、ベル

ゲマン

和蘭國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル

特命全權公使「ジャン、エヌ、パピニウ

全露西亞國皇帝陛下

大不列顛國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄
スル特命全權大使「コンセイエー、プ
リヴェー、アクチエール」ド、スター
「コンセイエー、プリヴェー」ド、マルテ
ンス
皇帝陛下ノ侍從「コンセイエー、デ
「アクチエール」ド、バシリ
塞爾比亞國皇帝陛下
英國及和蘭國駐劄特命全權公使
ミヤトグイツチ

暹羅國皇帝陛下
佛蘭西共和國政府ノ下ニ駐劄スル
特命全權公使「ピアスリヤ、ヌヴァ
ル
和蘭國皇帝陛下及大不列顛國皇帝
陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公
使「ピアグイスツダ
瑞典諾威國皇帝陛下
伊太利國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄ス
ル特命全權公使男爵「ド、ビルト

瑞西聯邦政府

獨逸國駐劄特命全權公使博士アル
ノルド、ロート

土耳其國皇帝陛下

前外務大臣參事院議官チユルカシ、
パシヤ

外務省書記官長ヌーリ、ベ

勃爾牙利國公殿下

露西亞帝國政府ノ下ニ在勤スル外
交事務官博士ヂミトリ、イ、スタシ

ヨツフ

在塞爾比亞國公使館附武官勃爾牙
利國參謀官陸軍少佐クリスト、ヘツ
サプチエツフ

因テ各全權委員ハ互ニ其ノ委任状ヲ示
シ其ノ良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ條
項ヲ協定セリ

第一章 一般平和ノ維持

第一條 列國間ノ關係ニ於テ兵力ニ訴
フルコトヲ成ルヘク制止セムカ爲記

名國ハ國際紛議ヲ平和ニ處理スルコトニ其ノ全カヲ竭サムコトヲ約定ス

第二章 周旋及居中調停

第二條 記名國ハ重大ナル意見ノ衝突

又ハ紛争ヲ生シタル場合ニハ兵力ニ

訴フルニ先チ事情ノ許ス限リ其ノ交

親國中ノ一國若ハ數國ニ周旋又ハ居

中調停ヲ依頼スルコトヲ約定ス

第三條 記名國ハ右依頼ノ有無ニ拘ラ

ス紛争以外ニ立ツ一國又ハ數國カ事

情ノ許ス限リ自ラ進テ周旋又ハ居中

調停ヲ紛争國ニ提供スルコトヲ有益

ト認ム

紛争以外ニ立ツ國ハ交戰中ト雖其ノ

周旋又ハ居中調停ヲ提供スルノ權利

ヲ有ス

紛争國ハ右權利ノ行使ヲ目シテ友誼

ニ戾レルモノト爲スコトヲ得ス

第四條 居中調停者ノ本分ハ紛争國雙

方ノ申分ヲ和解シ且其ノ間ニ生スル

コトアルヘキ惡感情ヲ融和スルニ在
ルモノトス

第五條 居中調停者ノ職務ハ其ノ提出
シタル和解方法ノ採納セラレサルコ
トヲ紛争國ノ一方又ハ調停者自ラ宣
言シタルトキ直ニ終止スルモノトス
第六條 周旋及居中調停ハ紛争國ノ依
頼ニ由ルト紛争以外ニ立ツ國ノ發意
ニ出ツルトニ論ナク全ク勸告ノ性質
ヲ有スルニ止リ決シテ拘束ノ効力ヲ

有セサルモノトス

第七條 反對ノ約束アル場合ノ外ハ居
中調停ヲ承諾シタルカ爲動員其ノ他ノ
戦闘準備ヲ中止シ遅延シ又ハ障礙ス
ルノ結果ヲ生スルコトナシ
若戦闘開始ノ後ニ於テ居中調停起リ
タルトキハ反對ノ約束アル場合ノ外
之カ爲進行中ノ軍事的動作ヲ中止ス
ルコトナシ

第八條 記名國ハ事情ノ許ス限り左ノ

手續ヲ以テスル特別居中調停ノ適用
ヲ可トスルコトニ同意ス
平和ヲ破ルノ虞アル重大ナル紛議ヲ
生シタル場合ニハ紛争國ハ平和ノ破
裂ヲ豫防スル爲各各一國ヲ選定シ他
ノ一方ノ選定シタル國ト直接ノ交渉
ヲ開クノ任務ヲ附託ス
右附託ノ期間ハ反對ノ規約アル場合
ノ外三十日ヲ超エサルモノトシ期間
中紛争事件ニ關スルコトハ調停國ニ

一任シタルモノト看做シ紛争國ハ自
ラ直接ノ交渉ヲ爲スコトヲ中止ス右
調停國ハ紛議ヲ處理スルニ全力ヲ竭
スヘキモノトス
平和ノ既ニ破レタル後ト雖右調停國
ハ平和ヲ回復スルノ機會アル毎ニ之
ヲ利用スルノ共同任務ヲ負フモノト
ス

第三章 國際審査委員

第九條 名譽又ハ重要ナル利益ニ關係

セス單ニ事實上ノ見解ノ異ルヨリ生
シタル國際紛争事件ニシテ外交上ノ
手段ニ依リ其ノ妥協ヲ遂クルコト能
ハサリシ場合ニハ紛争國ハ事情ノ許
ス限リ國際審査委員ヲ設ケ之ヲシテ
公平誠實ナル審査ニ依リテ事實問題
ヲ明カニシ紛争ノ結了ヲ幫助スルノ
任ニ當ラシムルヲ以テ記名國ハ有益
ナリト認ム

第十條 國際審査委員ハ紛争國間ノ特

別條約ヲ以テ之ヲ設置ス

審査條約ハ審査スヘキ事實及委員ノ

權限ヲ明瞭ニ規定ス

審査條約ハ審査手續ヲ規定ス

審査ハ雙方對審ノ上之ヲ行フ

遵守スヘキ方式及期限ニシテ審査條

約ニ規定ナキモノハ委員自ラ之ヲ定

ム

第十一條 國際審査委員ハ反對ノ規約

ナキ限リ本條約第三十二條ニ定メタ

ル方法ニ依リ之ヲ設置ス

第十二條 紛争國ハ係争事實ヲ完全ニ知悉シ且精確ニ會得スルニ必要ナル一切ノ方法及便宜ヲ其ノ爲シ得ヘシト認ムル限リ充ルニ國際審査委員ニ提供スルコトヲ約定ス

第十三條 國際審査委員ハ各委員ノ記名シタル報告書ヲ紛争國ニ提出ス

第十四條 國際審査委員ノ報告書ハ單ニ事實ノ記述ニ止ルモノニシテ決シ

テ仲裁宣告ノ性質ヲ有セス此ノ記述ニ對シ如何ナル結果ヲ付スヘキヤハ全ク紛争國ノ自由タルヘシ

第四章 萬國仲裁裁判

第一節 仲裁裁判

第十五條 萬國仲裁裁判ハ紛争國ノ選定セル裁判官ヲシテ法ヲ尊重スルノ基礎ニ據リ國ト國トノ間ニ生シタル紛争ヲ處理セシムルコトヲ以テ目的トス

第十六條 法律問題就中國國際條約ノ解釋又ハ適用ニ關スル問題ニ就テハ記名國ハ外交上ノ手段ニ依リ結了スルコト能ハサリシ紛議ヲ處理スルニハ仲裁裁判ヲ以テ最モ有効ニシテ且最モ公平ナル方法ト認ム

第十七條 仲裁裁判條約ハ既ニ生シタル紛議又ハ將來生スルコトアルヘキ紛議ノ爲ニ締結ス

仲裁裁判條約ハ總テノ紛議又ハ特ニ

指定シタル種類ノ紛議ノミニ關スルコトヲ得

第十八條 仲裁裁判條約ハ誠實ニ仲裁宣告ニ服從スルノ約束ヲ包含ス

第十九條 仲裁裁判ニ依頼スヘキ義務ヲ記名國ニ對シテ現ニ規定シタル一般若ハ特別條約ノ有無ニ拘ラス記名國ハ仲裁裁判ニ付スルコトヲ得ヘシト思料スル一切ノ場合ニ義務的仲裁裁判ヲ普及セシメムカ爲本條約批准

前又ハ其ノ後ニ於テ一般若ハ特別ノ
新協定ヲ爲スノ權利ヲ保留ス

第二節 常設仲裁裁判所

第二十條 外交上ノ手段ニ依リテ處理ス
ルコト能ハサリシ國際紛議ヲ直ニ仲
裁裁判ニ付スルニ便ナラシムルノ目
的ヲ以テ記名國ハ何時タリトモ依頼
スルコトヲ得ヘキ且紛争國間ニ反對
ノ規約ナキ限ハ本條約ニ掲ケタル手
續ニ依リテ其ノ職務ヲ行フヘキ常設

仲裁裁判所ヲ構成スルコトヲ約定ス

第二十一條 常設仲裁裁判所ハ紛争國

ノ間ニ特別ノ裁判所ヲ設置スルノ協
約アル場合ノ外一切ノ仲裁事件ヲ管
轄スルモノトス

第二十二條 海牙ニ萬國事務局ヲ設置

シ仲裁裁判所書記局ノ事務ニ當ラシ
ム

右事務局ハ裁判所ノ開廷ニ關スル通
信ノ媒介者トス

事務局ハ記録ノ保管ヲ掌リ一切ノ行政事務ヲ處理ス

記名國ハ相互ノ間ニ定メタル一切ノ仲裁裁判規約ノ認證謄本並其ノ當事者タル場合ニ特別裁判所カ下シタル仲裁宣告ノ認證謄本ヲ海牙萬國事務局ニ交付スルコトヲ約定ス

記名國ハ仲裁裁判所ノ下シタル宣告ノ執行ヲ證明スルコトアルヘキ法律規則及文書モ亦同シク右事務局ニ交

付スルコトヲ約定ス

第二十三條 各記名國ハ本條約批准後

三箇月以内ニ國際法上ノ問題ニ堪能ノ名アリテ德望高ク且仲裁裁判官ノ任務ヲ受諾スルノ意アル者四名以下ヲ指定スヘシ

右指定ヲ受ケタル者ハ仲裁裁判所裁判官トシテ名簿ニ記入シ事務局ヨリ之ヲ各記名國ニ通知スヘシ
仲裁裁判官ノ名簿ニ異動アル毎ニ事

務局ヨリ之ヲ記名國ニ通知ス
二國若ハ數國相約シテ共同ニ一名又
ハ數名ノ仲裁裁判官ヲ指定スルコト
ヲ得
同一人ニシテ數國ヨリ指定セラルル
コトヲ得
仲裁裁判所裁判官ハ其ノ任期ヲ六箇
年トス但シ再任セラルルコトヲ得
仲裁裁判所裁判官中死亡又ハ退職ス
ル者アルトキハ其ノ任命ノ爲ニ定メ

タル方法ニ依リ之ヲ補缺ス
第二十四條 記名國ハ其ノ相互ノ間ニ
生シタル紛議ヲ處理セムカ爲常設仲
裁裁判所ニ訴ヘムト欲スルトキハ其
ノ紛議ヲ裁定スヘキ當該裁判部ヲ組
織スル仲裁裁判官ノ選定ハ仲裁裁判
所裁判官總名簿ニ就テ之ヲ爲スヘシ
仲裁裁判部ノ構成ニ關シ紛争國相互
間ニ直接ノ協定ナキ場合ニハ左記ノ
方法ニ從フヘキモノトス

雙方ニ於テ各二名ノ仲裁裁判官ヲ選
定シ右仲裁裁判官ハ共同シテ更ニ一
名ノ上級仲裁裁判官ヲ選定ス
其ノ投票相半ハシタル場合ニハ雙方
ノ協議ヲ以テ指定シタル第三國ニ上
級仲裁裁判官ノ選定ヲ委託ス
若右指定ニ關スル協議成立セサルト
キハ雙方ニ於テ各各異リタル一國ヲ
指定シ其ノ指定セラレタル兩國ノ協
議ヲ以テ上級仲裁裁判官ヲ選定ス

右ノ如ク仲裁裁判部ノ構成ヲ了リタ
ルトキハ雙方ヨリ常設仲裁裁判所ニ
訴フルノ決意及仲裁裁判官ノ氏名ヲ
事務局ニ通知ス
仲裁裁判部ハ雙方ノ定メタル期日ニ
開廷ス
仲裁裁判所裁判官ハ外國ニ在リテ其
ノ職務ヲ執行スルニ方リ外交官ノ特
權及免除ヲ亨有ス

第二十五條 仲裁裁判部ハ通常之ヲ海

牙ニ設置ス

仲裁裁判部ハ不可抗力ノ場合ノ外雙方ノ承諾ヲ經ルニ非サレハ其ノ所在地ヲ變更スルコトヲ得ス

第二十六條

海牙萬國事務局ハ其ノ廳

舎及局員ヲ記名國ノ爲特別仲裁裁判所ノ用ニ供スルコトヲ得

常設仲裁裁判所ノ管轄ハ雙方ニ於テ其ノ裁判ニ訴フルコトヲ協定シタルトキハ規則ニ定メタル條件ニ從ヒ之

ヲ非記名國間又ハ記名國ト非記名國トノ間ニ生シタル紛議ニ及ホスコトヲ得

第二十七條

記名國ハ其ノ二國又ハ數

國ノ間ニ激烈ナル紛争ノ起ラムトスル場合ニハ常設仲裁裁判所ニ訴フルノ途アルコトヲ紛争國ニ注意スルヲ以テ其ノ義務ナリト認ム

故ニ記名國ハ紛争國ニ向テ本條約ノ規定アルコトヲ注意シ且平和ノ大切

ナル利益ヲ保タムカ爲常設仲裁裁判
所ニ訴フヘキコトヲ勸告スルハ全ク
周旋ノ行爲ニ外ナラサルモノト看做
スヘキコトヲ宣言ス

第二十八條 少クトモ九箇國ニ於テ本
條約ヲ批准シタル後ハ成ルヘク速ニ
常設評議會ヲ海牙ニ設置シ同府ニ駐
劄スル記名國ノ外交代表者及和蘭國
外務大臣ヲ以テ之ヲ組織シ和蘭國外
務大臣ヲ推シテ其ノ議長トス

評議會ハ萬國事務局ヲ創設組織スル
ノ任務ヲ有シ並之ヲ指揮監督ス
評議會ハ仲裁裁判所ノ構成ヲ各國ニ
通知シ及其ノ開廳ノ設備ヲ爲ス
評議會ハ其ノ事務章程及其ノ他必要
ナル諸規則ヲ定ム
評議會ハ仲裁裁判所ノ職務執行ニ關
シテ生スルコトアルヘキ行政事務上
一切ノ問題ヲ決定ス
評議會ハ事務局ノ役員及雇員ノ任命

停職及罷免ニ關スル全權ヲ有ス
評議會ハ俸給及手當ヲ定メ竝全般ノ
經費ヲ監督ス
評議會ハ正當ニ招集セラレタル會合
ニ於テ五名以上ノ出席者アルトキハ
有効ノ評議ヲ爲スコトヲ得決議ハ投
票ノ多數ニ依ル
評議會ハ其ノ制定シタル諸規則ヲ速
ニ記名國ニ通知シ且毎年仲裁裁判所
ノ事業行政事務ノ執行及經費ニ關ス

ル報告書ヲ記名國ニ提出ス

第二十九條 萬國事務局ノ經費ハ萬國
郵便聯合事務局ノ爲ニ定メタル比例
ニ依リ記名國ニ於テ之ヲ負擔ス

第三節 仲裁裁判手續

第三十條 仲裁裁判ノ發達ヲ助クルノ
目的ヲ以テ記名國ハ紛争國カ別段ノ
規則ヲ協定セサル場合ニ於テ仲裁裁
判手續ニ適用スヘキ左ノ規則ヲ定ム
第三十一條 仲裁裁判ニ依頼スル諸國

ハ其ノ條爭事件ノ趣旨並仲裁裁判官ノ權限ヲ明瞭ニ確定シタル特別條約(仲裁契約)ニ記名ス右條約ハ雙方ニ於テ誠實ニ仲裁宣告ニ服従スルノ約束ヲ包含ス

第三十二條 仲裁ノ職務ハ雙方ニ於テ隨意ニ指定シ若ハ本條約ニ依リテ設置シタル常設仲裁裁判所ノ裁判官中ヨリ雙方ノ選定シタル一名又ハ數名ノ仲裁者ニ委託スルコトヲ得

紛争國ニ關シ直接ニ仲裁裁判所ノ構成ニ方法ニ從フモノトス
雙方ニ於テ二名ノ仲裁裁判官ヲ選定シ右仲裁裁判官ハ共同シテ更ニ一名ノ上級仲裁裁判官ヲ選定ス其ノ投票相半ハシタル場合ニハ雙方ノ協議ヲ以テ指定シタル第三國ニ上級仲裁裁判官ノ選定ヲ委託ス若右指定ニ關スル協議成立セサルト



ハ其ノ係争事件ノ趣旨並仲裁裁判官ノ
ノ權限ヲ明瞭ニ確定シタル特別條約
(仲裁契約)ニ記名ス右條約ハ雙方ニ於
テ誠實ニ仲裁宣告ニ服従スルノ約束
ヲ包含ス

第三十二條

隨意ニ指定

裁ノ職務ハ雙方ニ於テ
若ハ本條約ニ依リテ設

置シタル常

中裁判所ノ裁判官中

ヨリ雙キ

タル一名又ハ數名

ノ仲裁

ルコトヲ得



紛争國相互間ニ仲裁裁判所ノ構成ニ
關シ直接ノ協定ナキ場合ニハ左記ノ
方法ニ從フヘキモノトス
雙方ニ於テ各二名ノ仲裁裁判官ヲ選
定シ右仲裁裁判官ハ共同シテ更ニ一
名ノ上級仲裁裁判官ヲ選定ス
其ノ投票相半ハシタル場合ニハ雙方
ノ協議ヲ以テ指定シタル第三國ニ上
級仲裁裁判官ノ選定ヲ委託ス
若右指定ニ關スル協議成立セサルト

キハ雙方ニ於テ各各異リタル一國ヲ
指定シ其ノ指定セラレタル兩國ノ協
議ヲ以テ上級仲裁裁判官ヲ選定ス
第三十三條 君主其ノ他國ノ元首ニシ
テ仲裁者ニ選定セラレタルトキハ仲
裁裁判手續ハ仲裁者自ラ之ヲ定ム
第三十四條 上級仲裁裁判官ハ當然裁
判長タルヘシ
仲裁裁判所ニ上級仲裁裁判官ナキト
キハ裁判所自ラ其ノ裁判長ヲ指定ス

第三十五條 仲裁裁判官中死亡シ辭職
シ又ハ原因ノ如何ニ拘ハラス故障ヲ
生シタル者アルトキハ其ノ任命ノ爲
ニ定メタル方法ニ依リ之ヲ補缺ス
第三十六條 仲裁裁判所ノ所在地ハ雙
方ニ於テ之ヲ指定ス其ノ指定ナキト
キハ海牙ヲ以テ所在地トス
前項ノ所在地ハ不可抗力ノ場合ノ外
雙方ノ承諾ヲ經ルニ非サレハ仲裁裁
判所ニ於テ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第三十七條 紛争國ハ自國ト仲裁裁判
所トノ間ニ在リテ媒介者タル任務ヲ
帶フル所ノ委員又ハ特別代理人ヲ該
裁判所ノ下ニ派遣スルノ權利ヲ有ス
紛争國ハ尚顧問又ハ辯護人ヲ任命シ
仲裁裁判所ニ於テ其ノ權利及利益ヲ
辯護セシムルコトヲ得
第三十八條 仲裁裁判所ハ法廷ニ於テ
自ラ使用シ及其ノ使用スルコトヲ許
スヘキ國語ヲ選定ス

第三十九條 仲裁裁判手續ハ大體ニ於
テ之ヲ準備書面ノ提出及口頭辯論ノ
二種トス
準備書面ノ提出トハ雙方ノ派遣員ヨ
リ印刷シ又ハ筆記シタル一切ノ公文
及訴訟上援用スル理由ヲ掲ケタル一
切ノ書類ヲ仲裁裁判所裁判官及相手
方ニ提出スルヲ謂フ右書類ノ提出ハ
本條約第四十九條ノ規定ニ基キ仲裁
裁判所ニ於テ定メタル方式及期限ニ

從ヒ之ヲ爲スヘシ

口頭辯論トハ法廷ニ於ケル雙方理由ノ口頭演述ヲ謂フ

第四十條 紛争國ノ一方ヨリ提出シタル書類ハ總テ之ヲ他ノ一方ニ通知スヘキモノトス

第四十一條 口頭辯論ハ裁判長之ヲ指揮ス

口頭辯論ハ紛争國ノ承諾ヲ經テ爲シタル仲裁裁判所ノ決定ニ依ルノ外之

ヲ公開セス

口頭辯論ハ裁判長ノ指定スル書記ノ作リタル調書ニ之ヲ記載シ此ノ調書ノミヲ以テ公正ナル性質ヲ有スルモノトス

第四十二條 仲裁裁判所ハ準備書面ノ提出終結ノ後ハ紛争國ノ一方ヨリ他ノ一方ノ承諾ヲ得スシテ提出スル新ナル一切ノ公文又ハ書類ニ付論議スルコトヲ拒絶スルノ權利ヲ有ス

第四十三條

仲裁裁判所ハ紛争國ノ派遣員又ハ顧問カ其ノ注意ヲ求ムルコトアルヘキ新ナル公文又ハ書類ヲ参酌スルノ自由ヲ有ス

前項ノ場合ニ於テ仲裁裁判所ハ右公文又ハ書類ノ提出ヲ要求スルノ權利ヲ有ス但シ其ノ趣ヲ相手方ニ告知スルノ義務アルモノトス

第四十四條

仲裁裁判所ハ尚雙方ノ派遣員ニ一切ノ公文ノ提出ヲ要求シ且

必要ナル一切ノ説明ヲ請求スルコトヲ得若之ヲ拒ミタル場合ニハ其ノ旨ヲ記録ス

第四十五條

雙方ノ派遣員及顧問ハ其ノ訴訟ヲ辯護スル爲ニ有益ナリト認ムル一切ノ理由ヲ口頭ニテ仲裁裁判所ニ申立ツルコトヲ得

第四十六條

雙方ノ派遣員及顧問ハ抗辯ヲ爲シ及中間ノ争ヲ起スノ權利ヲ有ス此ノ點ニ關スル仲裁裁判所ノ決

定ハ確定ニシテ更ニ之ヲ論議スルコトヲ許サス

第四十七條 仲裁裁判所裁判官ハ雙方ノ派遣員及顧問ニ質問ヲ爲シ且疑ハシキ事項ニ關シテ其ノ説明ヲ求ムルノ權利ヲ有ス
辯論ノ進行中仲裁裁判所裁判官力爲シタル質問又ハ注意ハ仲裁裁判所全體若ハ其ノ裁判官自己ノ意見ヲ表彰シタルモノト看做スコトヲ得ス

第四十八條 仲裁裁判所ハ仲裁契約其ノ他紛争事件ニ關シテ援用セラレヘキ諸條約ヲ解釋シ且國際法ノ原則ヲ適用シテ自ラ其ノ權限ヲ定ムルコトヲ得

第四十九條 仲裁裁判所ハ訴訟取扱手續ニ關スル命令ヲ發シ各當事者ノ結論ヲ爲スヘキ方式及期限ヲ定メ且證據ノ爲ス適當ナル一切ノ手續ヲ履行スルノ權利ヲ有ス

第五十條 雙方ノ派遣員及顧問ヨリ各
各其ノ訴訟ヲ辯護スル一切ノ説明及
證據ヲ提出シ了リタルトキハ裁判長
ハ辯論ノ終結ヲ宣告ス

第五十一條 仲裁裁判所ノ評議ハ秘密
會トス

決議ハ總テ裁判官ノ多數ニ依ル
裁判官中表決ノ數ニ加ハルコトヲ拒
ム者アルトキハ其ノ旨ヲ調書ニ記入
スヘシ

第五十二條 投票ノ多數ニ依リテ決定
シタル仲裁宣告ニハ其ノ理由ヲ付ス
右宣告ハ書面ニ認メ各裁判官之ニ記
名ス
裁判官中少數ニ屬シタル者ハ記名ノ
際其ノ不同意ノ旨ヲ記入スルコトヲ
得

第五十三條 仲裁宣告ハ雙方ノ派遣員
及顧問在廷シ又ハ之ニ對シ正當ノ呼
出ヲ發シタル仲裁裁判所ノ公開廷ニ

於テ之ヲ朗讀ス

第五十四條 正當ニ言渡ヲ爲シ且雙方ノ派遣員ニ通知シタル仲裁宣告ハ確定ニシテ上告ヲ許サス

第五十五條 紛争國ハ仲裁契約ニ於テ仲裁宣告ノ再審ヲ請求スルノ權利ヲ保留スルコトヲ得

前項ノ場合ニハ再審ノ請求ハ反對ノ約束ナキ限り最初宣告ヲ爲シタル仲裁裁判所ニ之ヲ爲スヘシ右ノ請求ハ

口頭辯論終結ノトキ仲裁裁判所モ又再審ヲ要求シタル一方ノ紛争國モ共ニ覺知セサリシ新事實ニシテ其ノ性質宣告ニ斷乎タル影響ヲ與ヘ得ヘキモノヲ發見シタル場合ノ外之ヲ爲スコトヲ得ス

再審ノ手續ハ特ニ新事實ノ存在スルコトヲ確認シ其ノ事實ハ前項ニ掲ケタル性質ヲ有スルコトヲ識認シ且之カ爲再審ノ請求ノ受理スヘキモノヲ

ルコトヲ宣言スル仲裁裁判所ノ決定
ニ依ルノ外之ヲ開始スルヲ得ス
再審ノ請求ヲ提出スヘキ期限ハ仲裁
契約ニ於テ之ヲ定ム

第五十六條 仲裁宣告ハ仲裁契約ヲ締
結シテ紛争國ニ對スルノ外効力ヲ有
スルコトナシ

仲裁契約ニシテ紛争國以外ノ諸國カ
加盟セル條約ノ解釋ニ關スルモノナ
ルトキハ紛争國ハ其ノ締結シタル仲

裁契約ヲ右諸國ニ通告スヘシ右諸國
ハ各各訴訟ニ参加スルノ權利ヲ有ス
若其ノ一國又ハ數國ニ於テ此ノ權能
ヲ利用シタルトキハ宣告文中ニ記載
シタル解釋ハ其ノ國ニ對シテモ亦均
ク効力ヲ有スルモノトス

第五十七條 紛争國ハ各自國ニ條ル
費用ヲ負擔シ且仲裁裁判所費用ヲ等
分ニ負擔ス

總則

第五十八條 本條約ハ成ルヘク速ニ批

准スヘシ

批准書ハ海牙ニ保管ス

各批准書ニ付一通ノ保管證書ヲ作り

其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ

海牙萬國平和會議ニ賛同シタル各國

ニ交付スヘシ

第五十九條 萬國平和會議ニ賛同シタ

ル諸國ニシテ本條約ニ記名セサルモ

ノ他日之ニ加盟スルコトヲ得此ノ

場合ニ於テ其ノ加盟ヲ締盟國ニ通知

スルニハ書面ヲ以テ和蘭國政府ニ通

告シ同國政府ヨリ更ニ之ヲ爾餘ノ締

盟國ニ通知スヘシ

第六十條 萬國平和會議ニ賛同セサリ

シ諸國カ本條約ニ加盟シ得ヘキ條件

ハ他日締盟國間ノ協商ニ依リテ之ヲ

定ム

第六十一條 若締盟國中ノ一國ニ於テ

本條約ヲ廢棄スルトキハ書面ヲ以テ

其ノ旨ヲ和蘭國政府ニ通告シタル後
一箇年ヲ經過スルニ非サレハ廢棄ノ
効力ヲ生スルコトナシ右通告ハ和蘭
國政府ヨリ直ニ爾餘ノ締盟國ニ通知
ス
右廢棄ノ効力ハ之ヲ通告シタル國ノ
ミニ止ルモノトス
右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ記
名調印スルモノナリ
千八百九十九年七月二十九日海牙ニ於

テ本書一通ヲ作り之ヲ和蘭國政府ノ記
録ニ保管シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手
續ニ依リ締盟國ニ交付スルモノナリ
獨逸國 ミュンステル印
奧地利洪牙利國 ヴェルセルスハインブ印
オコリクサニー印
白耳義國 アベルネルト印
伯爵ドグレルロジエー印
シユヴァリエー、デカレ印
清 國 楊儒印

丁 抹 國
西班牙國

エフ、ビル印
公爵デ、テツア印

亞米利加合衆國

ダブルヴェ、エルデ、ヴィル、ヤ、ウル、チャ印
アルツ、ロ、デ、バ、ゲ、ール印

アンドリュ、ギ、ホワイト印 千八百九十九
セツス、ロウ印 年七月二十五

スタンフォード、ニ、ウ、エル印 萬國會議ノ

エ、チ、マ、ハン印 總會於、爲セ

ウ、リ、ム、ク、ロ、ジ、エ、ー印 ル宣言ヲ保、質

墨西哥合衆國

ド、ミ、エ、ー印

佛蘭西共和國

セニール印

レオンブルジョア印

ジエ、ビ、ウ、ール印

デツ、ル、ネ、ル、ド、コ、ン、ス、タ、ン、印

ジュリアン、ボ、レン、ス、フ、ォ、ー、ト、印

ヘンリ、ホ、ワ、ー、ド、印

ニ、ー、デ、リ、ア、ン、ニ、印

ニ、ー、グ、ラ、印

アツ、ア、ン、ニ、ー、ニ、印

ポ、ン、ピ、ー、リ、ー、印

希臘國
伊太利國

大不列顛及愛蘭國

日本國 本野一郎印

盧森堡國 アイシエン印

モントネグロ國 スタール印

和蘭國 ファンカルネベーク印

デンベルポールチュゲル印

テーエムチエー、アッセル印

エー、エヌ、ラヒュセル印

波斯國 ミルザリザカシ(アルファウドウレ)印

葡萄牙國 伯爵デ、マセーヅ印

ドル子ーラスデヴァスコシセーロス印

伯爵デセリール印

本條約第十六條第

十七條及第十九條關

シテ表彰シ(調査委員

提出案第十五條第十

六條及第十八條)千

八百九十九年七月二十日

ノ第三委員會ノ議事

録掲ケタル保留ヲ以テ

羅馬尼亞國 アイベルデマン印

シニエヌ、ピニウ印

露西亞國 スタール印

アバシリー印

塞爾比亞國

ミヤトウィツヂ印

千八百九十九年七月二十日第三委員會
議事録ニ掲ケタル保留
ヲ以テ

暹羅國

ピアスリヤヌヴァトル印

グイスツダ印

瑞典諾威國

ビルト印

瑞西國

ロート印

千八百九十九年七

土耳其國

チルカン印

月二十五日萬國會

ヌーリー印

議ノ總會ニ於テ爲
セル宣言ヲ保留ス

勃爾牙利國

博士デスタンシヨッフ印

陸軍少佐ヘツプチエッフ印

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル
日本國皇帝(御名)此書ヲ見ル有衆ニ宣示
ス

朕明治三十二年七月二十九日和蘭國海
牙ニ於テ萬國平和會議ニ賛同シタル帝
國全權委員ト各國全權委員トノ間ニ協
議決定シ記名調印シタル國際紛争平和
的處理條約ノ各條目ヲ親シク閲覽點檢
シタルニ善ク朕カ意ニ適シ間然スル所

ナキヲ以テ右條約ヲ嘉納批准ス
神武天皇即位紀元二千五百六十年明治
三十三年九月三日東京宮城ニ於テ親
名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 國璽

外務大臣子爵青木周藏印

